

1 教育大綱について

津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、地方公共団体の長がこれを定めるもので、同条第2項において、長は教育大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとあります。

このようなことから、平成29年1月に、市長が教育委員会と総合教育会議の中で十分な協議を重ねた上で、最初の教育大綱が策定されました。その後、令和2年1月に現在の教育大綱が新たに策定され、大綱の対象期間は、市長の任期に合わせて4年間、令和2年度から令和5年度までを対象期間としました。教育委員会では、この教育大綱に示された内容を推進するため、「津市教育振興ビジョン」を策定し、様々な教育施策に取り組んでいるところです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 これまで策定された教育大綱について

①平成29年1月策定 教育大綱（対象期間：平成29年度～令和元年度）

敢えて網羅的な構成にはせず、市民の関心が高い学校教育を中心として、学校現場や保護者の声を踏まえ、今取り組まなければならない優先事項に絞り、3つの着眼点を整理しました。

- (1) 教員が子どもたちと向き合う時間の確保
- (2) 組織的・機動的な学校経営
- (3) まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

②令和2年1月策定 教育大綱（対象期間：令和2年度～令和5年度）

最初の教育大綱を引き継ぎながら、さらに力を入れて取り組んでいくポイントに絞り、改めて学校現場や保護者の声をお聞きした上で、3つの着眼点及びその取組項目について見直しを行いました。

- (1) 教員が子どもたちと向き合う時間の確保
- (2) 組織体制の構築による信頼される学校づくり
- (3) 未来へとつながる教育・子育て環境の整備

3 次期教育大綱の策定に係るスケジュール（案）

令和5年度	4月	
	5月	5/12（金） 第52回総合教育会議（教育大綱の策定に向けた今後の進め方について）
	6月	
	7月	総合教育会議懇談会（小中学校長会、幼稚園長会、三教組津支部、津市PTA連合会）
	8月	
	9月	総合教育会議（教育大綱骨子案について）
	10月	総合教育会議（教育振興ビジョン施策等の進捗状況について） ※
	11月	総合教育会議（大綱修正案について 来年度に向けた教育施策の取組について） ※
	12月	
	1月	総合教育会議（大綱最終案について 来年度に向けた教育施策の取組について） ※
	2月	総合教育会議（令和6年度の教育行政について） ※
	3月	

※の総合教育会議では、教育大綱策定以外の内容についても協議する予定です。

